

## 唐津市公告

唐津市債権回収業務に係るプロポーザル手続開始の公告について  
公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。  
なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市債権回収業務プロポーザル実施要領  
(以下「実施要領」という。) のとおりとする。

令和8年5月22日

唐津市長 峰 達 郎



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

唐津市債権回収業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、唐津市が有する債権のうち、未収となっている非強制徴収公債権及び私債権について、専門的知識及び資格職として様々な権限を有する者に債権回収業務を委託することにより、効率的かつ効果的な未収金対策を図り、市民負担の公平性の確保及び健全な行財政運営に寄与することを目的とする。

#### (3) 業務の内容

- ア 債権回収業務（催告及び収納業務）
- イ 納付相談業務
- ウ 収納金の保管・払込業務
- エ 調査業務
- オ 経過記録業務
- カ 報告業務

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 2 参加資格

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2に規定す

る弁護士法人（以下「弁護士等」という。）とする。

- (2) 複数の弁護士等により構成される連合体（以下「共同事業体」という。）による参加も認めるが、共同事業体の代表を定め、共同事業体構成員名簿及び共同事業体協定書を作成し提出すること。
- (3) 公告前5年以内に、国又は他の地方公共団体と債権回収業務に関連する契約締結実績（契約を締結していればよく、契約期間を満了していることは要しない。）を有していること。
- (4) 弁護士等又は共同事業体を構成するすべての弁護士等は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 国税及び地方税の滞納者

エ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできない。

### 3 失格事由

- (1) 参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加表明書、企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 積算額（見積額）について、実施要領の業務に要する費用（上限額）を超えた提案がされた場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合
- (6) 唐津市債権回収業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員や関係者に対して働きかけを行うなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）別表第1から別表第3までの各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する行為が認められた場合

### 4 プロポーザルの審査方法

#### (1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、審査委員会において行う。

#### (2) 審査

応募者から提出された企画提案書等により書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、得点順位により最優秀者1者及び優秀者1者を特定する（応募者が1者のみの提案の場合においても、評価の点数が一定以上であ

れば最優秀者として特定する。)

## 5 結果の通知

審査の結果については、審査対象者全員に対し書面にて通知する。

## 6 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

## 7 応募及び参加の手続き

### (1) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市役所 市民環境部 債権管理課

電話番号 0955-53-7106 (直通)

ファックス番号 0955-73-7848

電子メール saiken@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

### (2) 関係書類の取得方法

唐津市ホームページに掲載

### (3) 受付期間及び提出方法

#### ア 参加表明書

##### (ア) 提出期限

令和8年6月5日(金)午後5時まで

##### (イ) 提出方法

電子メールによる

#### イ 企画提案書等

##### (ア) 提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時まで

##### (イ) 提出方法

債権管理課窓口へ持参又は郵送(配達記録が残る方法に限る。)

(持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

までとし、郵送又は配送の場合は令和8年6月26日（金）午後5時必  
着とする。）

(ウ) 提出部数

正本1部及び副本5部

#### 8 プレゼンテーション及びヒアリング審査予定日

令和8年7月7日（火） 唐津市役所本庁舎内にて開催する（場所の詳細及  
び時間は別途通知）。